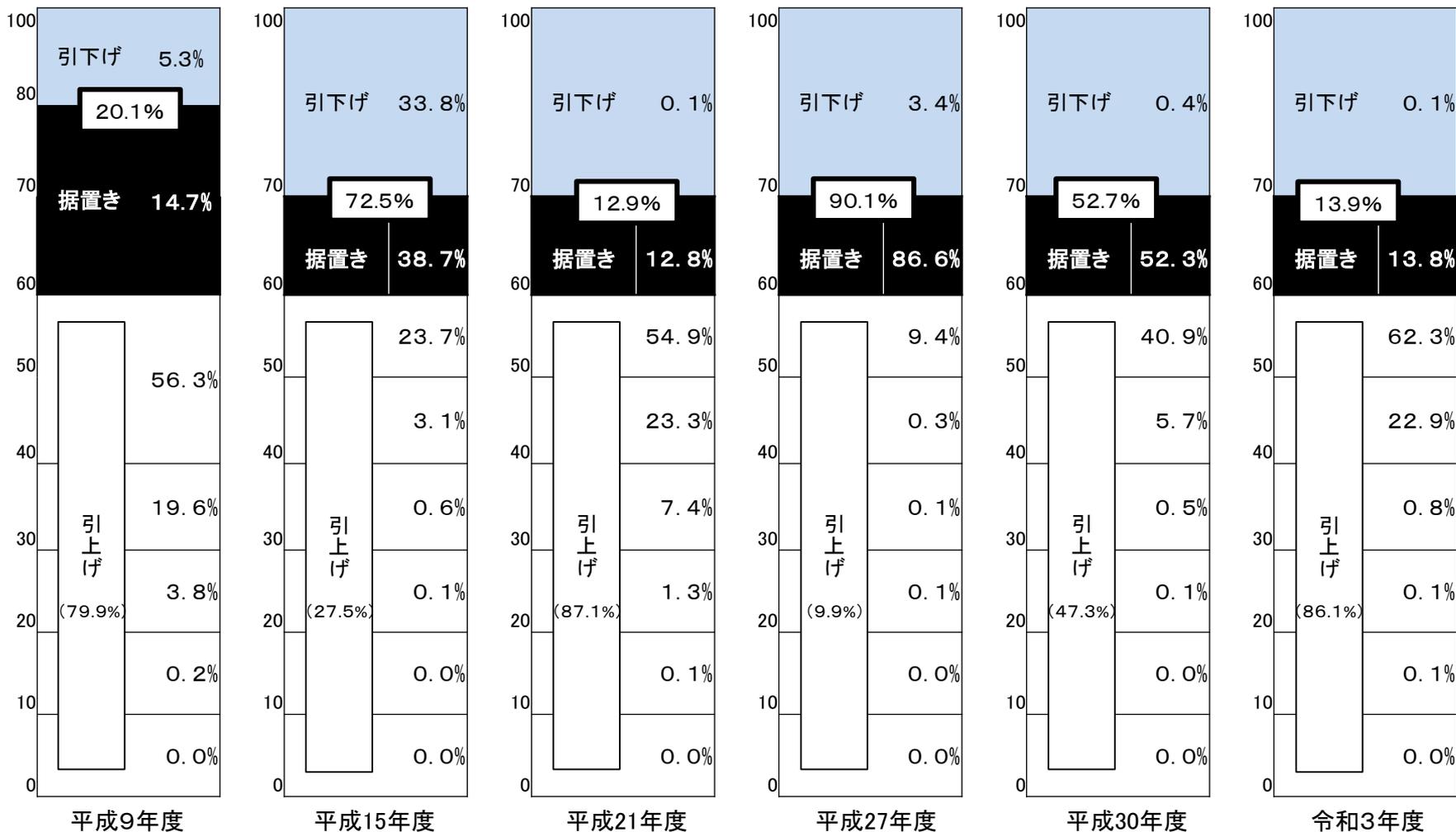


負担水準の推移・現状と 負担調整措置の見直しに関する意見

令和3年7月6日(火)
東京都

【前年度／当年度】商業地等における負担水準の割合の推移①(地積ベース)

東京都

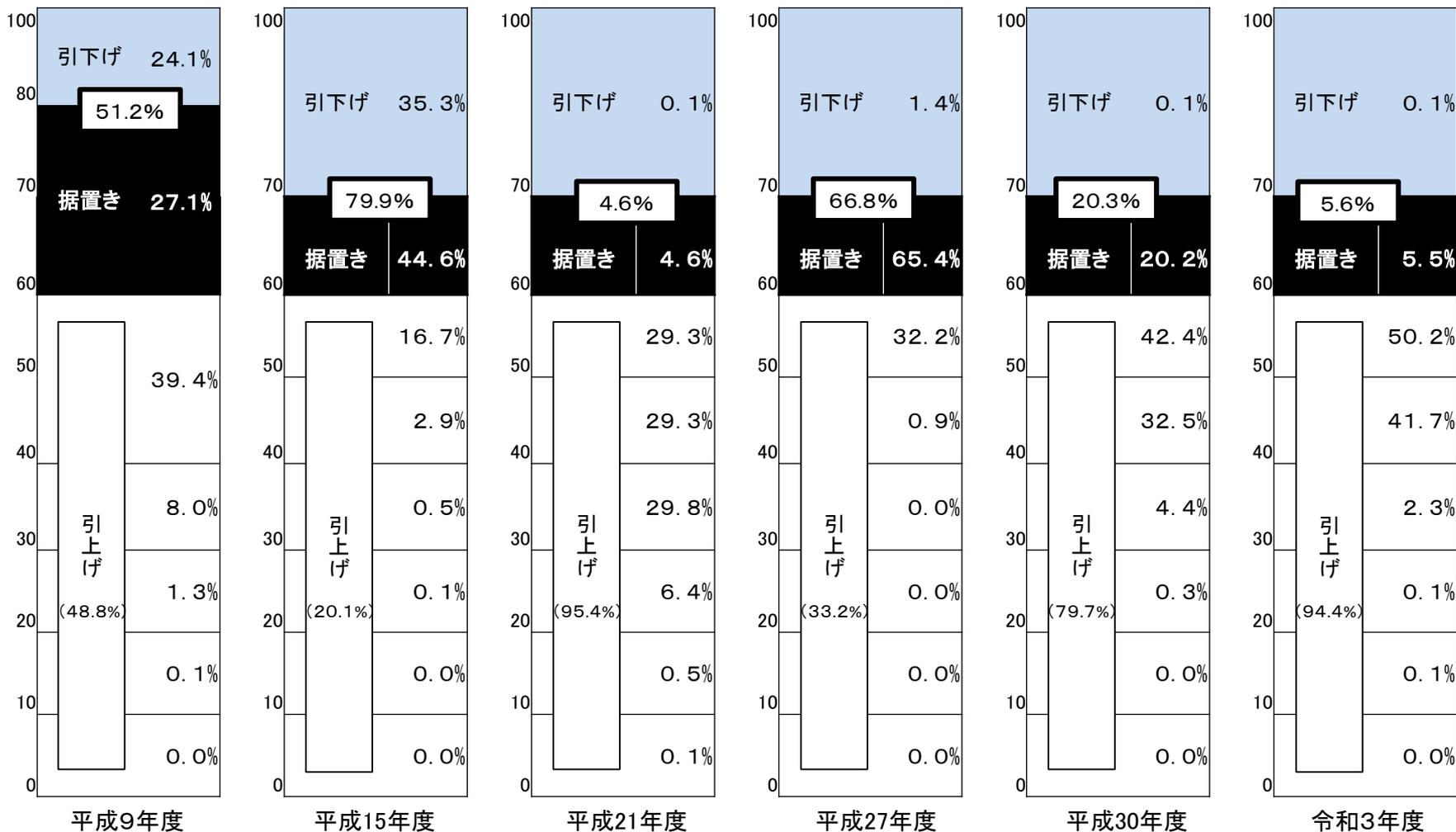


※1 前年度課税標準額/当年度評価額を表側にとり、[各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合\(%\)](#)を示したものである。
 ※2 各年度(令和3年度除く)の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

は負担水準 60%以上

【前年度／当年度】商業地等における負担水準の割合の推移②(課税標準額ベース)

東京都



※1 前年度課税標準額/当年度評価額を表側にとり、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)を示したものである。
 ※2 各年度(令和3年度除く)の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

は負担水準
60%以上

<地積ベース>

(負担水準)	
69%以上～70%以下	1.2%
68%以上～69%未満	1.2%
67%以上～68%未満	2.9%
66%以上～67%未満	4.8%
65%以上～66%未満	7.2%
64%以上～65%未満	7.2%
63%以上～64%未満	7.4%
62%以上～63%未満	6.9%
61%以上～62%未満	7.3%
60%以上～61%未満	51.9%
60%未満	1.9%

【令和2年度】

(負担水準)	
69%以上～70%以下	0.2%
68%以上～69%未満	0.2%
67%以上～68%未満	0.3%
66%以上～67%未満	0.3%
65%以上～66%未満	0.6%
64%以上～65%未満	0.8%
63%以上～64%未満	1.3%
62%以上～63%未満	1.9%
61%以上～62%未満	3.7%
60%以上～61%未満	4.5%
60%未満	86.1%

【令和3年度】

- ※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、[各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合\(%\)を示したものである。](#)
- ※2 令和2年度の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
- ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
- ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

【当年度／当年度】商業地等における据置ゾーン内の負担水準の割合の状況②

東京都

<課税標準額ベース>

(負担水準)	
69%以上～70%以下	0.3%
68%以上～69%未満	0.3%
67%以上～68%未満	0.7%
66%以上～67%未満	1.3%
65%以上～66%未満	2.1%
64%以上～65%未満	2.4%
63%以上～64%未満	2.7%
62%以上～63%未満	2.8%
61%以上～62%未満	3.0%
60%以上～61%未満	70.4%
60%未満	13.9%

【令和2年度】

(負担水準)	
69%以上～70%以下	0.1%
68%以上～69%未満	0.0%
67%以上～68%未満	0.1%
66%以上～67%未満	0.1%
65%以上～66%未満	0.1%
64%以上～65%未満	0.2%
63%以上～64%未満	0.4%
62%以上～63%未満	0.5%
61%以上～62%未満	1.8%
60%以上～61%未満	2.3%
60%未満	94.5%

【令和3年度】

- ※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)を示したものである。
- ※2 令和2年度の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
- ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
- ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

➤ 商業地等の据置特例について

東京23区の地価水準は全国に比べて極めて高い。こうした中、据置特例廃止などの措置が講じられた場合、納税者への影響は大きい。

➤ 条例減額制度(65%・1.1倍)について

全国一律の制度をそのまま適用すると、地価水準の高い東京23区の納税者に極めて大きな税負担を強いることとなる。

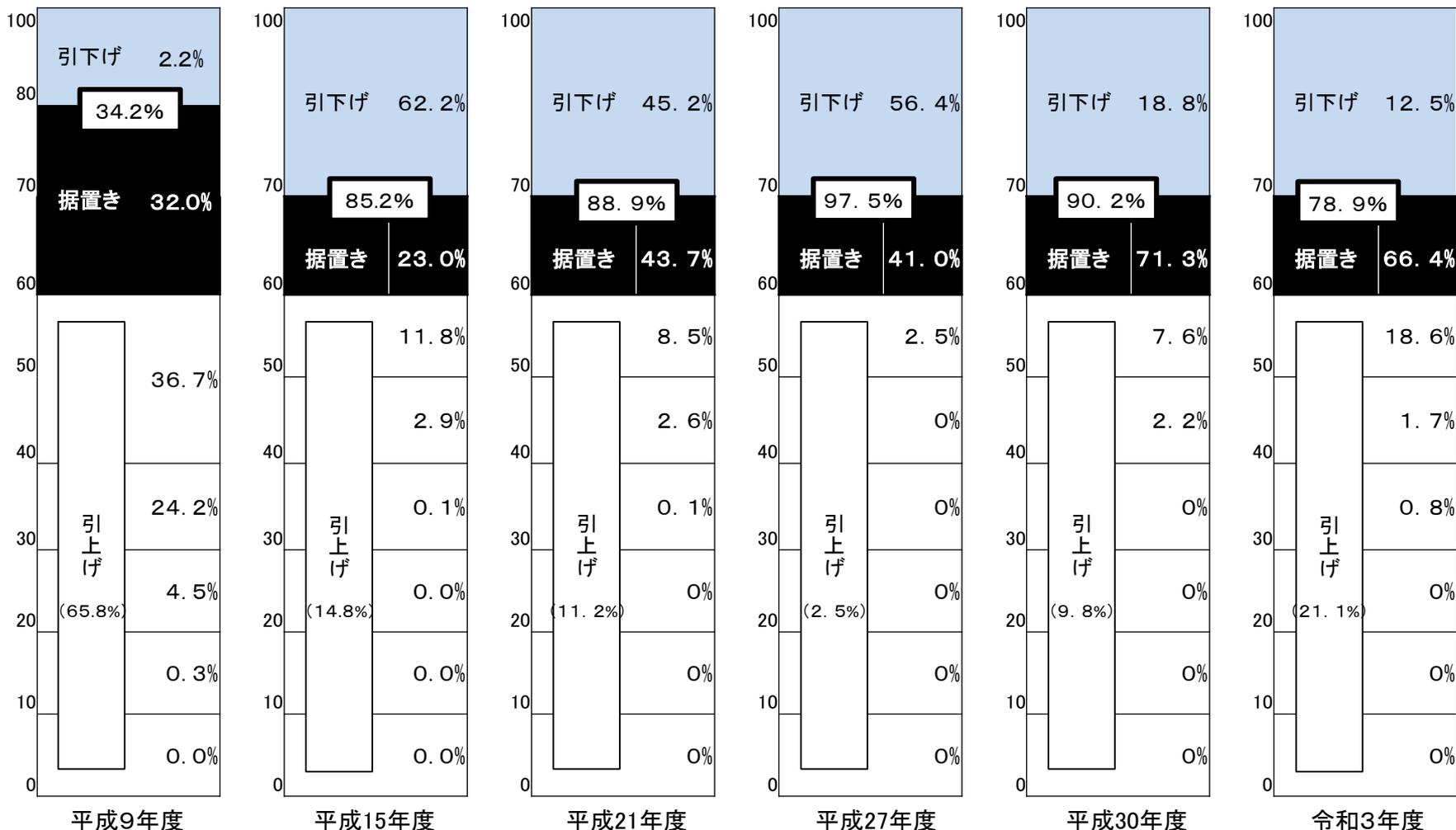
地域の実情に応じて住民の税負担を決定できる条例減額制度は、税負担軽減の観点からも、地方分権の観点からも極めて重要な役割を担っているものと認識。

負担水準の推移・現状と 負担調整措置の見直しに関する意見

令和3年7月6日(火)
神戸市

【前年度／当年度】商業地等における負担水準の割合の推移①(地積ベース)

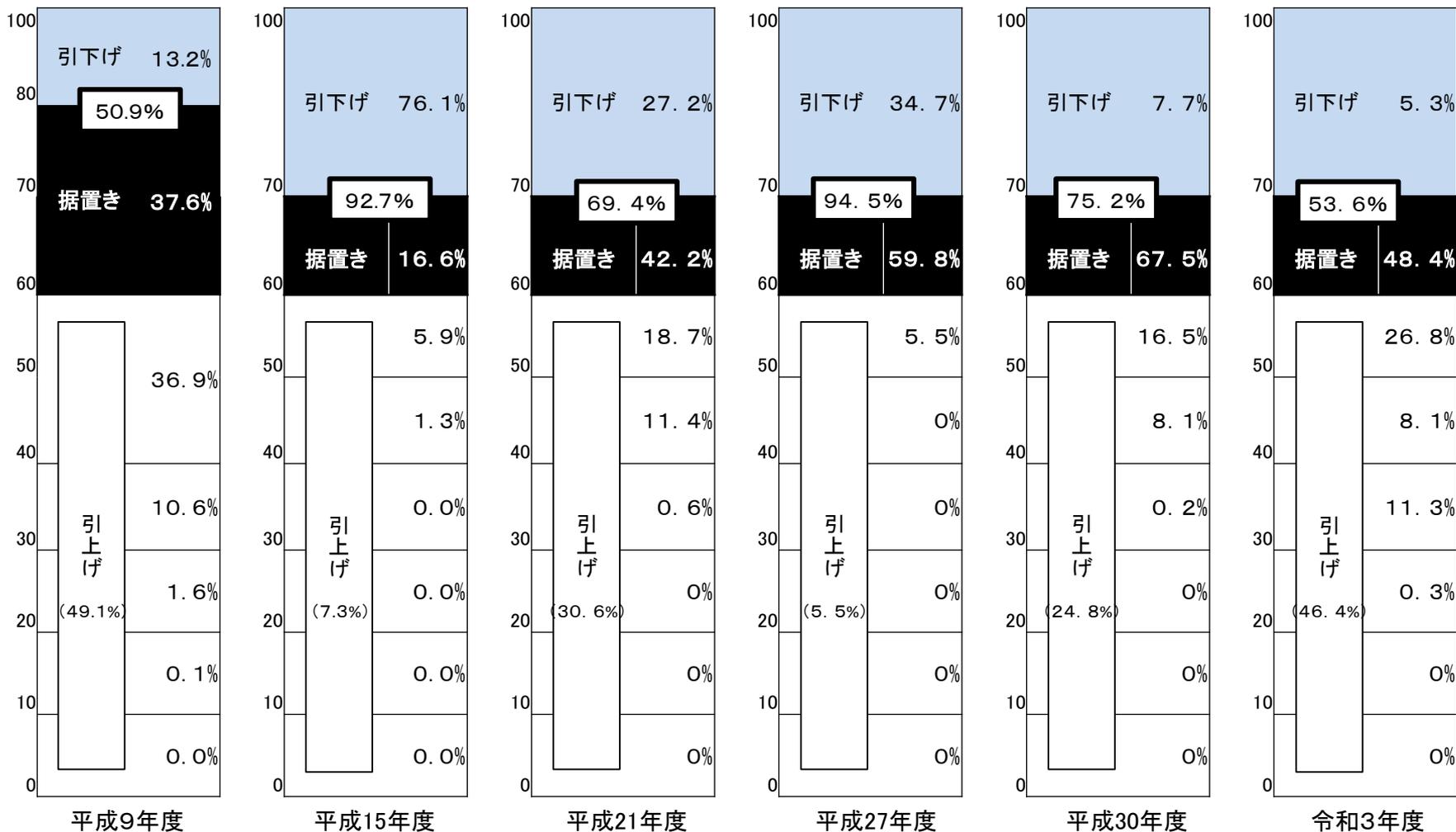
神戸市



※1 前年度課税標準額/当年度評価額を表側にとり、各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合(%)を示したものである。
 ※2 各年度(令和3年度除く)の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

は負担水準 60%以上

【前年度／当年度】商業地等における負担水準の割合の推移②(課税標準額ベース) 神戸市



※1 前年度課税標準額/当年度評価額を表側にとり、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)を示したものである。
 ※2 各年度(令和3年度除く)の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

は負担水準
60%以上

<地積ベース>

(負担水準)	
69%以上～70%以下	72.1%
68%以上～69%未満	4.1%
67%以上～68%未満	3.5%
66%以上～67%未満	2.7%
65%以上～66%未満	2.3%
64%以上～65%未満	2.0%
63%以上～64%未満	1.9%
62%以上～63%未満	1.6%
61%以上～62%未満	1.4%
60%以上～61%未満	7.9%
60%未満	0.6%

【令和2年度】

(負担水準)	
69%以上～70%以下	35.8%
68%以上～69%未満	2.1%
67%以上～68%未満	3.0%
66%以上～67%未満	1.8%
65%以上～66%未満	2.2%
64%以上～65%未満	6.3%
63%以上～64%未満	13.3%
62%以上～63%未満	5.4%
61%以上～62%未満	6.8%
60%以上～61%未満	2.0%
60%未満	21.1%

【令和3年度】

※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合(%)を示したものである。
 ※2 令和2年度の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

<課税標準額ベース>

(負担水準)	
69%以上～70%以下	35.3%
68%以上～69%未満	4.6%
67%以上～68%未満	4.0%
66%以上～67%未満	3.4%
65%以上～66%未満	3.2%
64%以上～65%未満	3.1%
63%以上～64%未満	3.0%
62%以上～63%未満	2.7%
61%以上～62%未満	2.4%
60%以上～61%未満	32.1%
60%未満	6.3%

【令和2年度】

(負担水準)	
69%以上～70%以下	20.9%
68%以上～69%未満	2.2%
67%以上～68%未満	2.7%
66%以上～67%未満	2.0%
65%以上～66%未満	2.2%
64%以上～65%未満	4.9%
63%以上～64%未満	6.9%
62%以上～63%未満	5.0%
61%以上～62%未満	4.5%
60%以上～61%未満	2.2%
60%未満	46.5%

【令和3年度】

※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)を示したものである。
 ※2 令和2年度の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

平成9年度の負担調整措置導入以後、平成27年度には当市においても据置対象ゾーンへの収斂が見られ、緩やかに税負担が均衡に向かう傾向にあったが、平成30年度に地価上昇及び令和3年度の大幅な地価上昇にもかかわらず、令和3年度に地価上昇地点の課税標準を据え置いた結果、負担水準の格差が大きく広がった。

一方で、負担水準60%～70%の従来からの据置対象ゾーンにおいては、評価額と税額の高低が逆転する等、税負担の不公平な状態が固定化したままという課題も残っている。

今後、負担水準60%～70%の据置措置廃止の動きへ転じ、70%の負担水準を原則とすることにより、税負担の公平性と安定的な税財源確保を図る必要がある。よって、商業地における、負担水準60%～70%の据置措置の廃止までの過程をお示しいただき、納税者への説明責任を果たす目的からも簡素で合理的な制度への変更を求める。

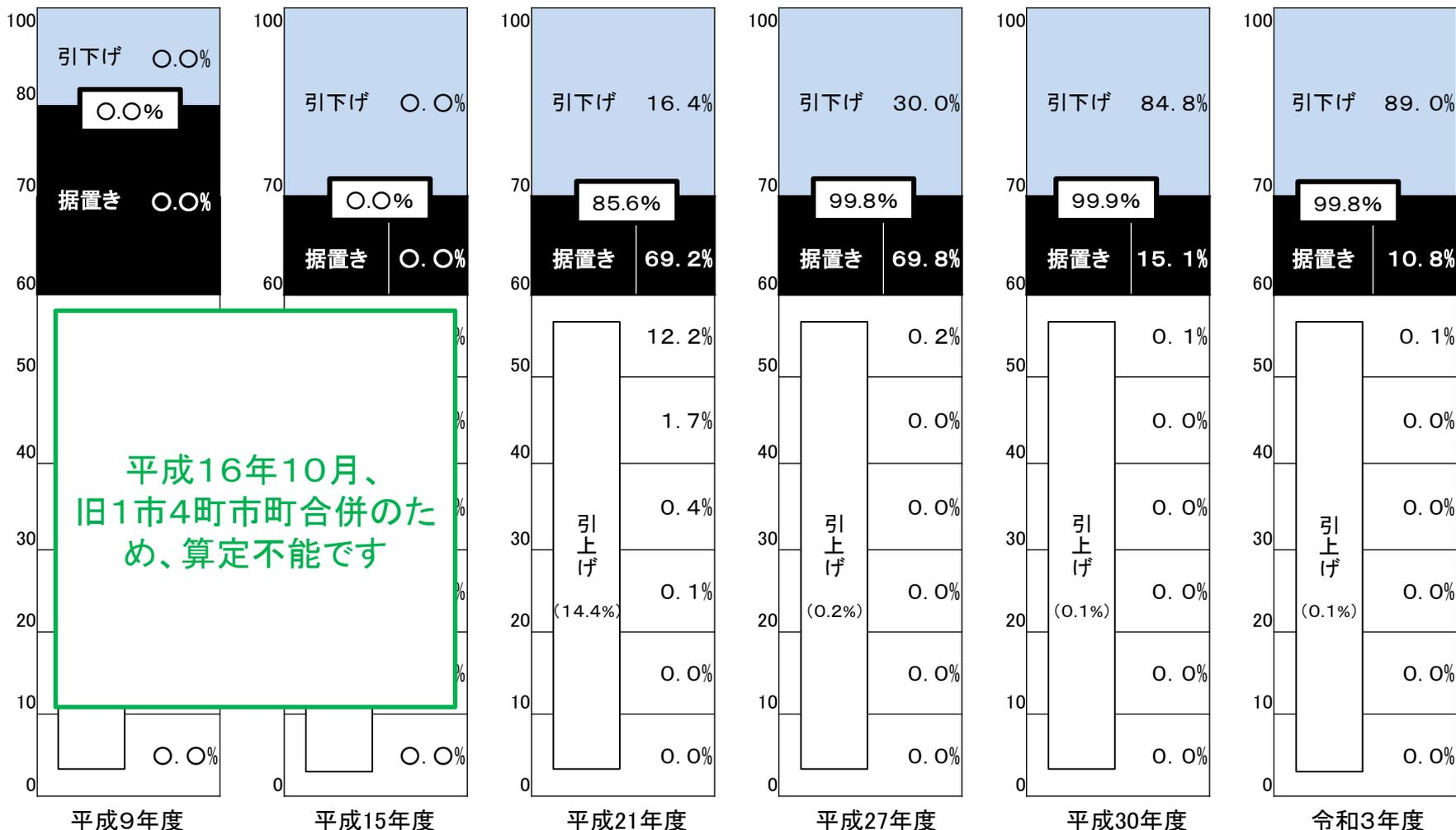
負担水準の推移・現状と 負担調整措置の見直しに関する意見

令和3年7月6日(火)

岡山県高梁市

【前年度／当年度】商業地等における負担水準の割合の推移①(地積ベース)

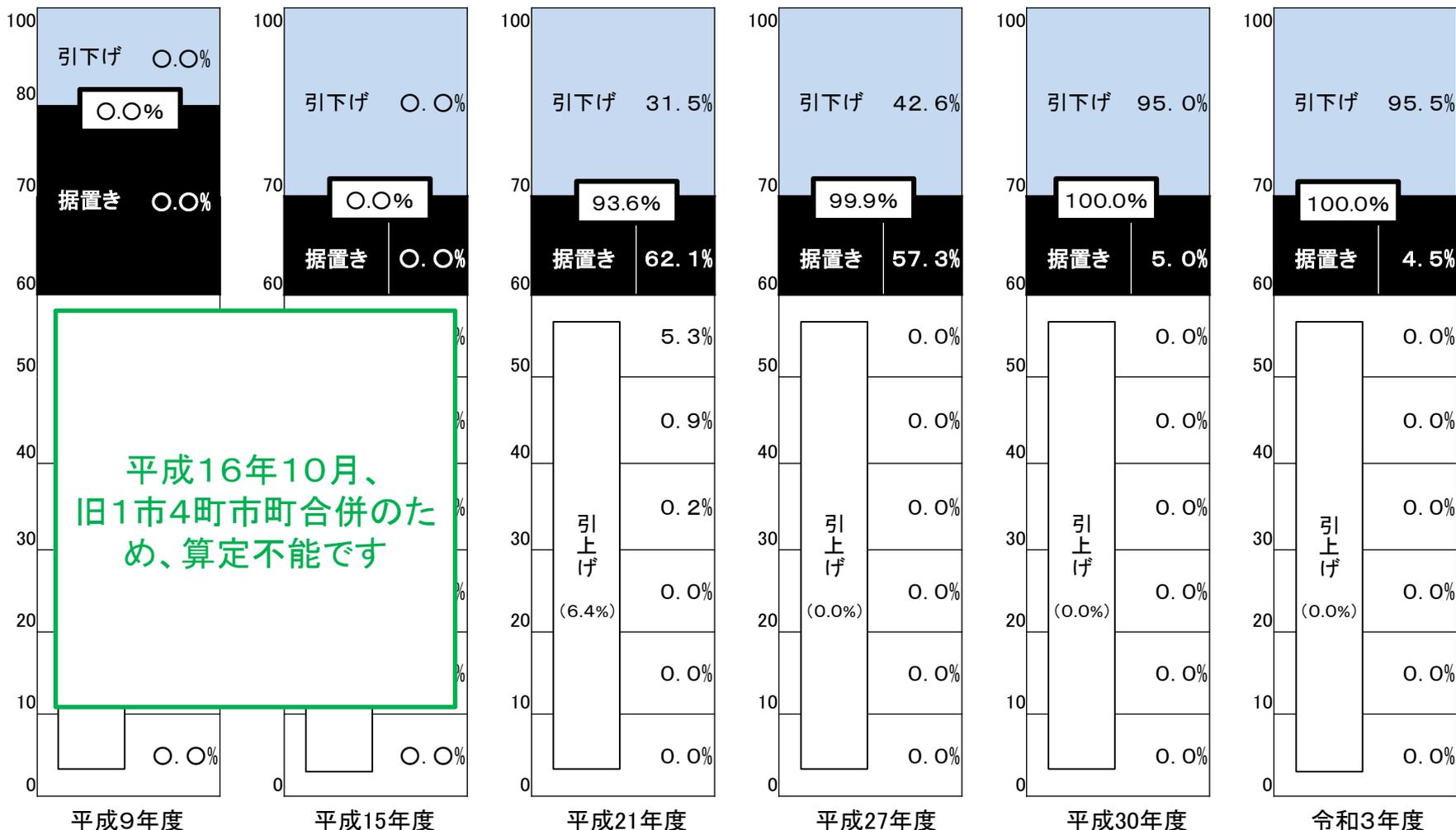
高梁市



※1 前年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合(%)を示したものである。
 ※2 各年度(令和3年度除く)の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

は負担水準 60%以上

【前年度／当年度】商業地等における負担水準の割合の推移②(課税標準額ベース) 高梁市



※1 前年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)を示したものである。
 ※2 各年度(令和3年度除く)の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

は負担水準 60%以上

<地積ベース>

(負担水準)	
69%以上～70%以下	99.0%
68%以上～69%未満	0.1%
67%以上～68%未満	0.1%
66%以上～67%未満	0.1%
65%以上～66%未満	0.4%
64%以上～65%未満	0.0%
63%以上～64%未満	0.0%
62%以上～63%未満	0.0%
61%以上～62%未満	0.0%
60%以上～61%未満	0.2%
60%未満	0.0%

【令和2年度】

(負担水準)	
69%以上～70%以下	99.1%
68%以上～69%未満	0.1%
67%以上～68%未満	0.1%
66%以上～67%未満	0.3%
65%以上～66%未満	0.1%
64%以上～65%未満	0.0%
63%以上～64%未満	0.0%
62%以上～63%未満	0.0%
61%以上～62%未満	0.0%
60%以上～61%未満	0.1%
60%未満	0.1%

【令和3年度】

- ※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、[各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合\(%\)を示したものである。](#)
- ※2 令和2年度の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
- ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
- ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

<課税標準額ベース>

(負担水準)	
69%以上～70%以下	99.4%
68%以上～69%未満	0.1%
67%以上～68%未満	0.1%
66%以上～67%未満	0.1%
65%以上～66%未満	0.3%
64%以上～65%未満	0.0%
63%以上～64%未満	0.0%
62%以上～63%未満	0.0%
61%以上～62%未満	0.0%
60%以上～61%未満	0.0%
60%未満	0.0%

【令和2年度】

(負担水準)	
69%以上～70%以下	99.5%
68%以上～69%未満	0.0%
67%以上～68%未満	0.1%
66%以上～67%未満	0.2%
65%以上～66%未満	0.2%
64%以上～65%未満	0.0%
63%以上～64%未満	0.0%
62%以上～63%未満	0.0%
61%以上～62%未満	0.0%
60%以上～61%未満	0.0%
60%未満	0.0%

【令和3年度】

- ※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)を示したものである。
- ※2 令和2年度の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
- ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
- ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

【今後の見直しにあたっての視点】

<視点①>

納税者の理解と納得を得られる、わかりやすい内容となっているか

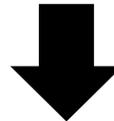
⇒いわゆる「据置きゾーン」の縮減・廃止など、評価額と課税標準額が連動する簡素でわかりやすい制度を

<視点②>

システム処理に対応した制度となっているか

⇒複雑な制度はシステム処理の大敵

⇒今後想定されるシステム標準化にも対応した内容であることが必要



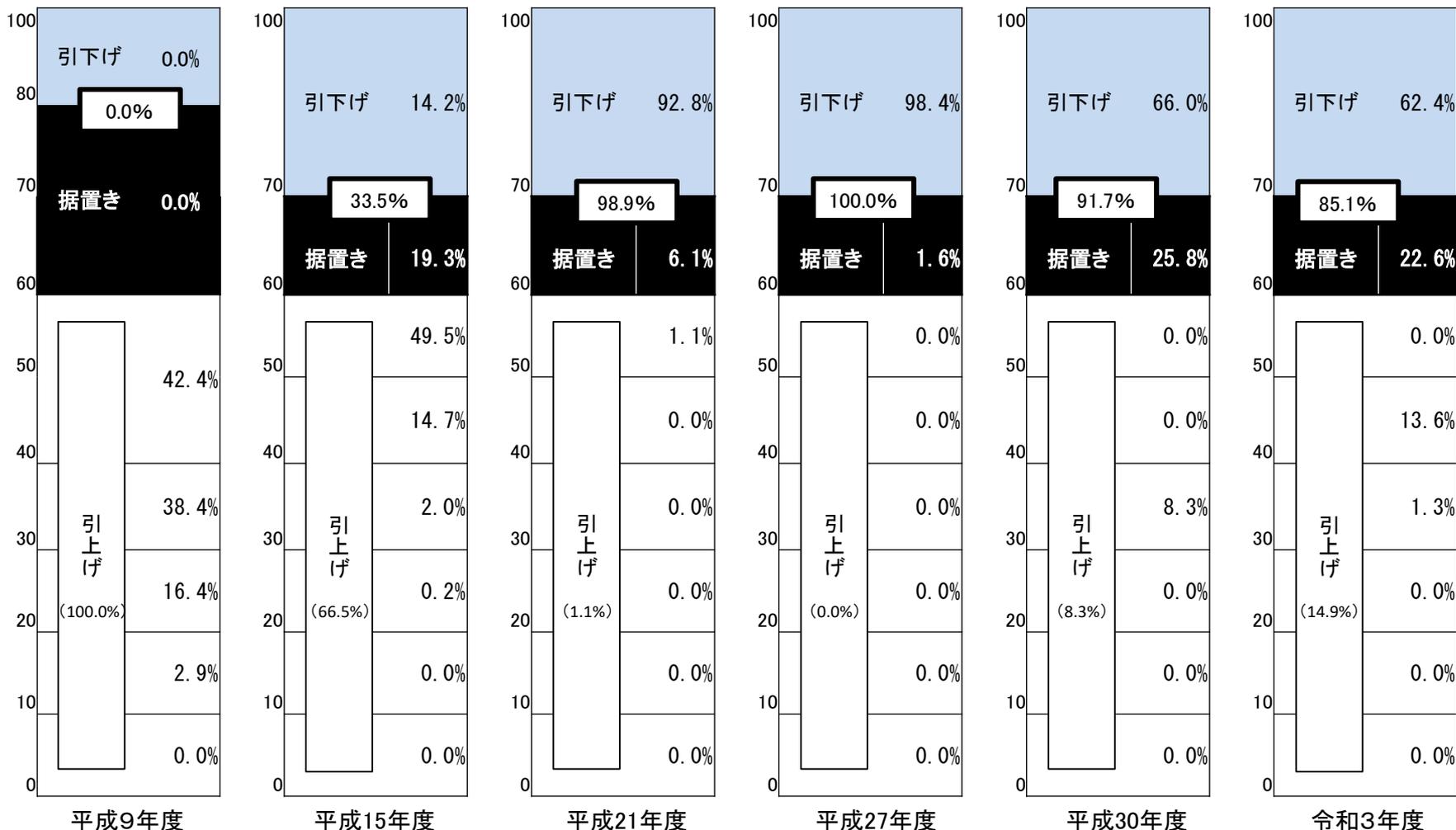
納税者の信頼を確保することで社会情勢の変化、
新たな諸課題に即応できる基礎自治体へ

負担水準の推移・現状と 負担調整措置の見直しに関する意見

令和3年7月6日(火)
京都府井手町

【前年度／当年度】商業地等における負担水準の割合の推移①(地積ベース)

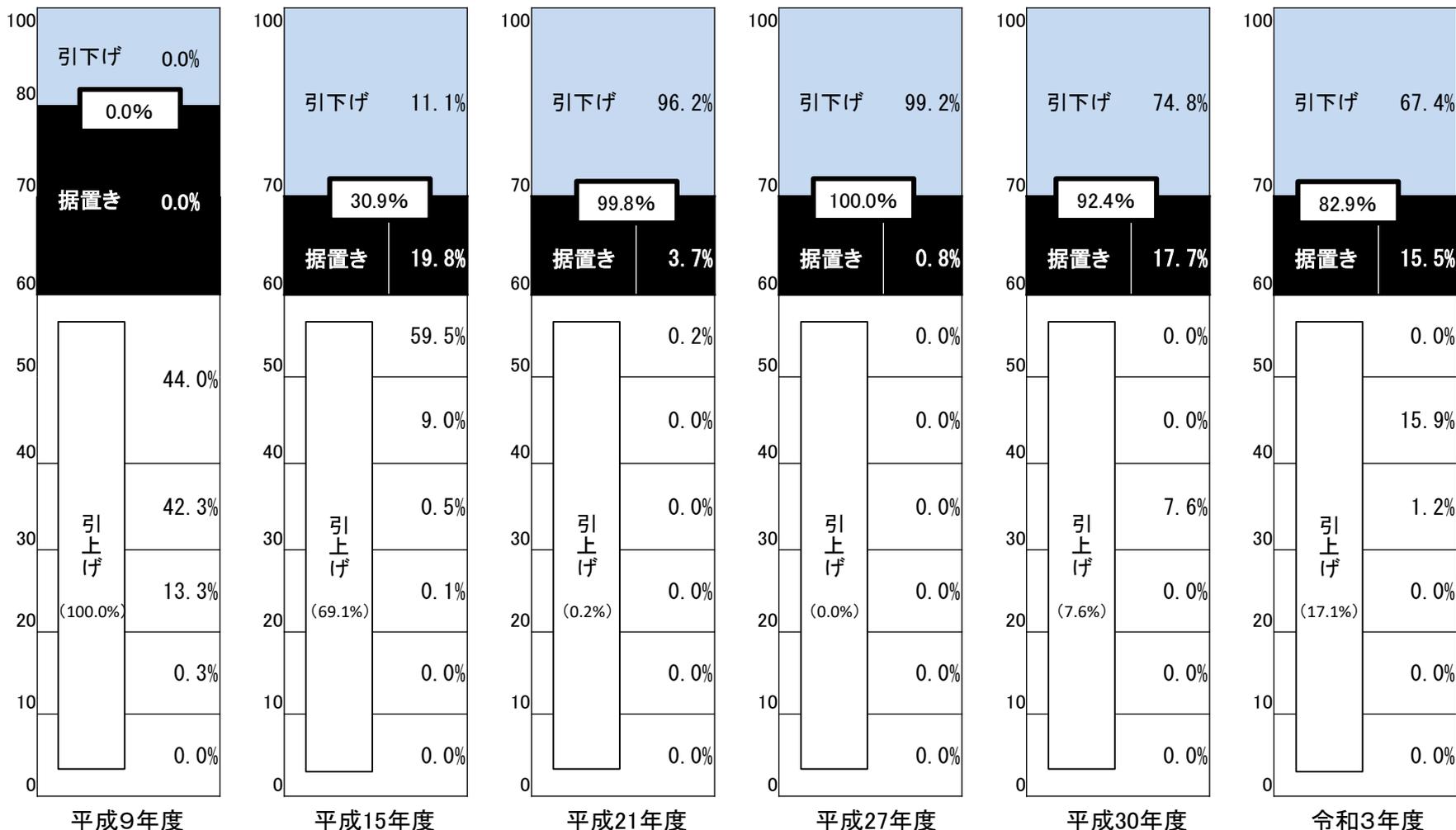
井手町



※1 前年度課税標準額/当年度評価額を表側にとり、[各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合\(%\)](#)を示したものである。
 ※2 各年度(令和3年度除く)の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

は負担水準 60%以上

【前年度／当年度】商業地等における負担水準の割合の推移②(課税標準額ベース) 井手町



※1 前年度課税標準額/当年度評価額を表側にとり、**各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)**を示したものである。
 ※2 各年度(令和3年度除く)の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

は負担水準 60%以上

<地積ベース>

(負担水準)	
69%以上～70%以下	83.2%
68%以上～69%未満	0.0%
67%以上～68%未満	0.0%
66%以上～67%未満	1.8%
65%以上～66%未満	0.0%
64%以上～65%未満	0.0%
63%以上～64%未満	0.0%
62%以上～63%未満	0.0%
61%以上～62%未満	0.1%
60%以上～61%未満	0.0%
60%未満	14.9%

【令和2年度】

(負担水準)	
69%以上～70%以下	62.5%
68%以上～69%未満	0.0%
67%以上～68%未満	0.0%
66%以上～67%未満	1.8%
65%以上～66%未満	0.0%
64%以上～65%未満	0.0%
63%以上～64%未満	0.0%
62%以上～63%未満	0.0%
61%以上～62%未満	0.1%
60%以上～61%未満	20.7%
60%未満	14.9%

【令和3年度】

※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの地積の合計が地積の総計に占める割合(%)を示したものである。
 ※2 令和2年度の評価額、課税標準額及び地積については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
 ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
 ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

<課税標準額ベース>

(負担水準)	
69%以上～70%以下	82.5%
68%以上～69%未満	0.0%
67%以上～68%未満	0.0%
66%以上～67%未満	0.4%
65%以上～66%未満	0.0%
64%以上～65%未満	0.0%
63%以上～64%未満	0.0%
62%以上～63%未満	0.0%
61%以上～62%未満	0.0%
60%以上～61%未満	0.0%
60%未満	17.1%

【令和2年度】

(負担水準)	
69%以上～70%以下	66.8%
68%以上～69%未満	0.0%
67%以上～68%未満	0.0%
66%以上～67%未満	0.4%
65%以上～66%未満	0.0%
64%以上～65%未満	0.0%
63%以上～64%未満	0.0%
62%以上～63%未満	0.0%
61%以上～62%未満	0.0%
60%以上～61%未満	15.4%
60%未満	17.4%

【令和3年度】

- ※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額を表側にとり、各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)を示したものである。
- ※2 令和2年度の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調書」による(法定免税点以上)。
- ※3 令和3年度の値は「令和3年度評価変動割合等調(総務省)(確報値)」に基づき推計。
- ※4 区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

○ 商業地等における負担調整措置の見直しが必要

商業地等においては、そのほとんどが「引下げ」又は「据置き」の範囲内に収まっている状況にあり、負担調整措置の目的は概ね達成されている。

税負担においては、「据置き」ゾーンが存在することによって、地価の上昇又は下落に対して、評価額と税額の高低が逆転するケースがあるなど、税負担の公平性に欠ける状況となっており、見直しが必要。